三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字嶋ケ後一四〇九・一四一〇・一四一二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四〇八、字西野二〇二八・二〇三五の一・二〇三六の一・二〇三八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇三七、二〇七〇の二、二〇七三の一、二〇七三の三、二〇七四の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年三月二十九日　農林水産大臣　齋藤　健
一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾板所字溝田一一四の二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百八号

佐伯ヘリポートの飛行場灯火について供用の廃止があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成三十年三月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一
一　設置者の氏名及び住所　佐伯市　大分県佐伯市中村南町一番一号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　佐伯ヘリポート照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　佐伯ヘリポート内　大分県佐伯市
四　供用廃止の予定期日　平成三十年四月一日

○国土交通省告示第五百九号

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条の規定に基づき、平成三十年三月十五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、公示する。
平成三十年三月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	変更の内容
第M－278号	船舶発生油等焼却設備	三浦工業株式会社	廃油加温システムを追加する

○国土交通省告示第五百十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年三月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。
平成三十年三月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5519号	救命胴衣灯	ＳＥＰＡＣ－ＳＰ01	セパック工業株式会社	東京都大田区大森北二丁目9番2号

○国土交通省告示第五百十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成三十年三月十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。
平成三十年三月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第2707号	自己点火灯	ＫＭ76Ｓ	興亜化工株式会社	スイッチを接触ボール型のものに変更

○国土交通省告示第五百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成三十年三月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ナカズ谷支流
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県三好市池田町川崎寺ノ上	二〇四番	一号及び二号
	二〇五番	三号、十七号及び十八号
	二〇六番	七号
	二〇七番	十一号
	二〇八番	十二号
	二〇九番	十三号
	二一〇番	十四号
	二一一番	十五号
	二一二番	十六号
	二一三番	四号
	地先水路敷	一号及び二号
	地先道路敷	五号及び六号
あみさしの尾	二四七番一	八号
	二二四番	九号
	二二五番	十号
	二二九番	

○国土交通省告示第五百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成三十年三月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

愛媛県東温市則之内字下徳吉	甲七七一番	一号
	甲七七三番一	二号
	甲七五二番	七号及び八号
	丙九六六番二	三号
	丙九六五番	四号
	丙九五二番	五号
	丙九五〇番一	六号
	地先水路敷	
字藤ヶ畦	丙九八〇番	
	丙九八二番から丙九八五番まで	
	丙九八六番から丙九八九番まで	
	丙九九〇番から丙九九三番まで	
	丙九九四番	
	丙九九五番一及び丙九九五番二	
	丙九九五六番から丙九九五八番まで	
	丙九九六〇番二及び丙九九六〇番三	
字イモジガ谷	丙九九六一番一	
	丙九九六一番三	
	丙九九六一番五	
	丙九九六二番	
	丙九九六五番	
	丙九九八八番	
	丙九九八九番一	
	丙九九七八番	

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十三年建設省告示第千六百二十二号で指定した同号九に掲げる土地の区域及びイに掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県東温市則之内字下徳吉	甲七七一番	一号
	甲七七三番一	二号
	甲七五二番	七号及び八号
	丙九六六番二	三号
	丙九六五番	四号
	丙九五二番	五号
	丙九五〇番一	六号
	地先水路敷	